

○国立大学法人埼玉大学安全保障輸出管理規則

〔平成22年7月22日
規則第45号〕

改正 平成24. 9.25 24規則34 平成29. 3.28 28規則37
令和2. 3.26 元規則46

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 輸出管理体制（第5条－第8条）
- 第3章 事前確認（第9条）
- 第4章 該非判定及び取引審査等（第10条－第14条）
- 第5章 輸出等の管理（第15条・第16条）
- 第6章 学生等が輸出等を行う場合の取扱い（第17条）
- 第7章 監査等（第18条－第22条）
- 第8章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）について必要な事項を定め、適切な輸出管理の実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）並びにこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「居住者」とは、外為法第6条第1項第5号に規定する居住者をいう。
- (3) 「非居住者」とは、外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。
- (4) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (5) 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国に送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (6) 「相手先」とは、技術の提供については当該技術を利用する者、貨物の輸出については当該貨物の需要者をいう。

- (7)「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに掲げる技術をいう。
- (8)「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに掲げる貨物をいう。
- (9)「キャッチオール規制」とは、外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物が、次号に掲げる大量破壊兵器等又は第11号に掲げる通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合に、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (10)「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11)「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12)「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13)「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (14)「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、用途及び相手先を確認し、本学として当該技術の提供又は貨物の輸出を行うか否かを判断することをいう。
- (15)「部局等」とは、各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、国際本部及び事務局をいう。
- (16)「教職員等」とは、本学の役員及び教職員（非常勤教職員を含む。）をいう。
- (17)「学生等」とは、本学の学生及び本学における研究、教育等の業務に従事する者（教職員等及び本学の学生を除く。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規則は、本学が行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 技術の提供及び貨物の輸出に当たっては、外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

第2章 輸出管理体制

（最高責任者）

第5条 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

2 最高責任者は、外為法等又は本規則に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 本学に、輸出管理業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、最高責任者が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条に規定する基本方針に基づく施策等の決定
- (2) 該非判定及び取引審査の承認
- (3) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請
- (4) 輸出管理に係る監査の実施
- (5) 輸出管理に関する教職員等及び学生等への指導、教育等の実施
- (6) その他輸出管理の統括に関する業務

(輸出管理責任者)

第7条 本学に、輸出管理の実務に係る責任者として、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、研究協力部長をもって充てる。

2 管理責任者は、統括責任者を補佐するとともに、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条に規定する基本方針に基づく施策等の企画立案
- (2) 取引審査手続の要否の判定
- (3) 取引審査の実施
- (4) リスト規制技術の保有状況に関する調査の実施
- (5) その他輸出管理に関する業務

(輸出管理担当者)

第8条 本学に、輸出管理の実務を適切に行うため、管理責任者の下に、輸出管理担当者を置き、研究協力部研究推進課長をもって充てる。

2 輸出管理担当者は、管理責任者を補佐するとともに、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員等及び学生等からの相談及び報告の受付
- (2) 技術の提供又は貨物の輸出に関する事前確認及び取引審査に係る申請書類の確認
- (3) その他輸出管理に関する業務

第3章 事前確認

(事前確認)

第9条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、技術の提

供・貨物の輸出の事前確認シート（別紙様式1の1）又は外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート（別紙様式1の2）により、相手先又は受入予定者に関する懸念情報について確認を行い、当該シートを管理責任者へ提出しなければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかでない場合は、事前確認を省略することができる。

2 管理責任者は、前項の提出があった場合は、当該シートの内容を確認の上、取引審査の手続の要否について判定を行い、その結果を当該教職員等へ通知する。

3 前項の規定により取引審査の手続が必要と判定され、又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合には、教職員等は次条から第12条までに規定する確認を行い、第13条に規定する取引審査の手続を行わなければならない。

4 第2項の規定により取引審査の手続が不要と判定された場合には、教職員等は当該技術の提供又は貨物の輸出を行うことができる。

第4章 該非判定及び取引審査等

（該非判定）

第10条 教職員等は、前条第2項の規定により取引審査の手続が必要と判定され、又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて、該非判定を行わなければならない。

2 前項の該非判定は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 学内で設計若しくは開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づきリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かの判定を行う。

(2) 学外から調達した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、調達先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、調達先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の方法により該非判定が可能な場合には、調達先からの該非判定書等の入手を省略することができる。

（用途確認）

第11条 教職員等は、第9条第2項の規定により取引審査の手続が必要と判定され、又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合は、用途チェックシート及び明らかガイドラインシート（別紙様式2）により、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか否かを確認しなければならない。

（相手先確認）

第12条 教職員等は、第9条第2項の規定により取引審査の手続が必要と判定さ

れ、又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合は、相手先チェックシート（別紙様式2）により、当該技術提供又は貨物の相手先について、次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

(1) 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されている。

(2) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う、又は行ったことが、入手した資料等に記載されている、若しくはその情報がある。

（取引審査）

第13条 教職員等は、第9条第2項の規定により取引審査の手続が必要と判定され、又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合は、審査票（技術の提供・貨物の輸出用）（別紙様式3の1）又は審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）（別紙様式3の2）を作成の上、管理責任者に提出し、当該技術の提供又は貨物の輸出に関し、管理責任者による審査及び統括責任者による承認を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき提出する審査票には、前3条に規定する判定及び確認の根拠資料その他審査に必要な資料を添付するものとする。

3 管理責任者又は統括責任者は、審査上必要と認めるときは、教職員等に対し説明又は意見を求めることができる。

（許可申請）

第14条 統括責任者は、前条第1項に基づく承認が行われた場合に、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等があるときは、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出について、経済産業大臣の許可を得ない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

第5章 輸出等の管理

（技術の提供管理）

第15条 教職員等は、技術の提供を行う場合は、第9条に規定する事前確認及び第13条に規定する取引審査の手続が行われたことを確認しなければならない。

2 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供を行うときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の輸出管理）

第16条 教職員等は、貨物の輸出を行う場合は、第9条に規定する事前確認及び第13条に規定する取引審査の手続が行われたこと、並びに当該輸出に係る貨物

(自ら海外に持ち出す手荷物を含む。)がその手続に係る書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。

2 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出を行う場合は、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該貨物の輸出の手続を取りやめ、管理責任者へ報告しなければならない。

5 管理責任者は、前項の報告があった場合は、統括責任者と協議して適切な措置を講ずるものとする。

第6章 学生等が輸出等を行う場合の取扱い

(学生等が技術の提供又は貨物の輸出をする場合の取扱い)

第17条 教職員等は、当該教職員等が主として研究指導を行う学生等が技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、当該学生等の協力を得て、第9条に規定する事前確認及び第13条に規定する取引審査の手続を行わなければならない。

第7章 監査等

(監査)

第18条 統括責任者は、本学における輸出管理が適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を年1回行うものとする。

(調査)

第19条 管理責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について、年1回調査を行うものとする。

(指導・教育)

第20条 統括責任者は、教職員等及び学生等に対し、最新の外為法等の周知及び関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うとともに、外為法等及びこの規則等の遵守の重要性について理解させ、その確実な実施を図るため、教職員等に対し輸出管理の教育を計画的に行うものとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第21条 技術の提供又は貨物の輸出の手続に必要な書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 外為法等により規制されている技術又は貨物の輸出に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、7年間保管しなければならない。

(報告)

第22条 教職員等は、外為法等及びこの規則等に違反又は違反のおそれがあるこ

とを知ったときは、速やかに管理責任者にその旨を通報しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を遅滞なく統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになった場合又は違反したおそれのあることが判明した場合は、最高責任者にその旨を報告し、学内の関係部局等に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。
- 4 最高責任者は、前項の報告を受けた場合は、その再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第8章 雑則

(事務)

第23条 輸出管理に関する事務は、関係部局等の協力を得て、研究協力部研究推進課において処理する。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月22日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成29. 3. 28 28規則37)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 3. 26 元規則46)

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

4. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリストに掲載されている。 ※必ず最新のリスト (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list) を参照してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機をいう。以下同じ。）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載） その他の懸念情報を有するとした理由を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。	

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆実験施設の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

6. 自己判定

「5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「3. 技術・貨物の情報」に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。 ※必ず最新の「マトリクス表」 (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) を参照してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「4. 相手先に関する懸念情報」がすべて「いいえ」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

取引可

(担当者確認欄)

取引審査票の起票を要する

管理責任者	管理担当者		

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。 ※必ず最新のリスト（ http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list ）を参照してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その留学費用につき、出身国政府の国費又は出身国の機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が留学生の場合において、その者が将来出身国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他の懸念情報を有するとした理由を記入してください。	

4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。	

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆実験施設の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供する場合は、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

5. 自己判定

「4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「3. 受入予定者の懸念情報」のすべてが「いいえ」である	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

受入可

(担当者確認欄)

取引審査票の起票を要する

管理責任者	管理担当者		

(別紙様式2)

用途チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。(どちらかに○をつけること。)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ	
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	はい・いいえ	

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用 途 要 件 の 除 外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される以下(※)に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が以下に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 (※)一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾 二 産業用の発破器 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	はい・いいえ
	②日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑨テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑩イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

相手先チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

明らかガイドラインシート

取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「-」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・-
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・-
貨物等の設置場所等の 態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・-
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入り が制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があ るとの情報をもっていない。	はい・いいえ・-
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・-
貨物等の関連設備・装 置等の条件・仕様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・-
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用 途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・-
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・-
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・-
表示、船積み、輸送ル ート、梱包等における 態様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・-
	⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・-
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・-
貨物等の支払対価 等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・-
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・-
据付等の辞退や秘密 保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・-
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・-
外国ユーザーリスト 掲載企業・組織	⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている 当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル） と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強 い貨物例」 (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t04shinsei/t04shinsei_heikikamot
urei.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t04shinsei/t04shinsei_heikikamot urei.pdf)等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること)が一致しない。	はい・いいえ・-
その他	⑱その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等 の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・-

(注) 技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

(別紙様式3の1)

審査票 (技術の提供・貨物の輸出入)

申請年月日: 年 月 日
申請者氏名:
所属・職名:
連絡先: Tel E-mail

統括責任者	管理責任者	管理担当者

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名 (内容)			
技術・貨物の名称			(金額) :
該非判定 (1~15項)	<技術> 外為令別表: 項 号 (貨物等省令: 条 項 号)	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> 規制対象外	
	<貨物> 輸出令別表第1: 項 号 (貨物等省令: 条 項 号)	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> 少額特例 <input type="checkbox"/> 規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。		
仕向地 (国名)	<input type="checkbox"/> グループA <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他		
契約先 又は 依頼元	名称 (英字)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連	
	※HPアドレスを記載 () 及び/又は資料を添付すること。		
需要者 又は 利用者	名称 (英字)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連	
	※HPアドレスを記載 () 及び/又は資料を添付すること。		
用途	内容:		
	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他		
資料: <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無			
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 グループA以外の国 (国連武器禁輸国・地域を含む) 向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①用途チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②相手先チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①用途チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ② (①が「はい」の場合、) 用途チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
取引経路	→		→
契約予定	年 月 日	取引予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2. 総合取引判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 特例 (少額、その他)
	<input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 包括許可 <input type="checkbox"/> 個別許可 <input type="checkbox"/> 許可例外
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認
取引承認条件	
上記判定理由	

(別紙様式3の2)

審査票 (外国人 (留学生・研究者・教員・訪問者等) 受入れ用)

申請年月日: 年 月 日
申請者氏名:
所属・職名:
連絡先: Tel E-mail

統括責任者	管理責任者	管理担当者

1. 外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名 (英字)	
	出身国 (国名)	<input type="checkbox"/> グループA <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
	出身組織	※HPアドレスを記載 () 及び/又は資料を添付すること。
教育・提供予定技術の該非判定 (1~15項)	外為令別表: 項 号 (貨物等省令: 条 項 号) ※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の予定/希望勤務先 (知っている場合は記入)	名称 (英字)	※HPアドレスを記載 () 及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途 (留学生等の場合、卒業後の予定/希望進路での用途) (知っている場合は記入)	内容 ()	
	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他	
	資料: <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制: 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定/希望勤務先が、グループA以外 (国連武器禁輸国・地域を含む) の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①用途チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②相手先チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③ (②が「はい」の場合、) 明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	II. 通常兵器キャッチオール規制: 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定/希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①用途チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ② (①が「はい」の場合、) 用途チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定/希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

2. 総合受入判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

受入審査判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 特例 (公知・基礎科学、その他)
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認	
受入承認条件		
上記判定理由		